



政指発第000213号

平成21年11月 2日

熊本市行政区画等審議会会長 様

熊本市長 幸 山 政 史



熊本市の行政区画の編成等について（諮問）

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定に基づき、熊本市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について、熊本市行政区画等審議会に意見を求めます。